

国立大学法人島根大学と一般社団法人山陰インバウンド機構との パートナーシップ協定書

(目的)

第1条 この協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と一般社団法人山陰インバウンド機構（以下「山陰インバウンド機構」という。）が包括的な連携・協力のもと、両者が有する人材育成に関するノウハウや情報等を有効活用し、観光教育の拡充を図ることで、山陰地域の活性化に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 島根大学と山陰インバウンド機構は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 社会人の学び直しを含む観光人材の育成に関する事項
- (2) 観光を軸にした地域づくりに関する事項
- (3) 観光を活用した地域課題の解決に関する事項
- (4) その他両者が必要と認める事項

(協議)

第3条 この協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、両者いずれからも改定の申入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 この協定の有効期間中であっても、両者協議のうえこの協定書を改定することができる。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項は、両者協議のうえ定めるものとする。

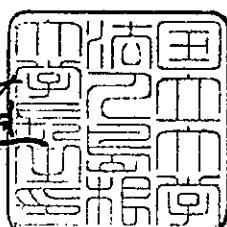
この協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年7月13日

国立大学法人島根大学

学長

服部泰正



一般社団法人山陰インバウンド機構

代表理事

福井善郎

